



大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表
平成24年10月29日

担当	大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課
電話	06 - 4790 - 6352

11月は「労働保険適用促進強化期間」です！

— 集中的な広報活動など未手続事業一掃対策を実施 —

厚生労働省においては、労働保険(労災保険・雇用保険)の未手続事業の一掃を図るため、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、全国で集中的な適用促進活動を展開します。

大阪労働局(局長 森岡 雅人)においても、労働保険の未手続事業の一掃対策を最重点課題として、年間を通じて取り組んでいますが、本期間中については、労働保険制度のより一層の理解・周知を図るための広報活動を展開するとともに、未手続事業主への個別訪問による手続指導を集中的に実施します。

1 実施期間

平成24年11月1日から平成24年11月30日までの1ヵ月間

2 実施事項

(1) 未手続事業主に対する個別訪問による手続指導の実施

労働保険未手続事業主に対して、大阪労働局職員による個別訪問等により、集中的な手続指導を実施する(期間中400事業所予定)。

なお、自主的に労働保険成立手続を取らない事業主に対しては、職権による成立手続を積極的に実施する。

(2) 関係団体への協力依頼の実施

事業主団体、労働保険事務組合及び府・市区町村等に対して、各機関が発行する広報誌やホームページへの広報文(別紙1又は2)の掲載依頼及び適用促進周知ポスターの掲出、リーフレット等の配布依頼を行う。

(3) 大阪労働局ホームページへの積極的なアクセス働きかけ

局のホームページ(厚生労働省ホームページへのリンク含む)内に労働保険制度全般に関する詳しい説明や手続案内のページを設けているので、ホームページアドレスを広く周知し、閲覧を呼びかける。

閲覧手順

大阪労働局HP(<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)⇒トップページ下部バナ
ー広告「労働保険」⇒厚生労働省HP「労働保険制度(制度紹介・手続案内)」

< 参考データ >

○ 労働保険の適用状況

<全国>

	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
労働保険適用事業場数	2,945,265	2,944,263	2,949,257
労災保険適用事業場数	2,621,343	2,622,356	2,627,669
雇用保険適用事業場数	1,985,582	1,993,203	2,001,721

<大阪>

	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
労働保険適用事業場数	218,577	218,873	219,411
労災保険適用事業場数	201,169	201,621	202,219
雇用保険適用事業場数	159,368	159,895	160,622

○ 労働保険料の使途(平成22年度)<全国>

<労災保険料>

① 労災保険給付等・・・8,523億円
(内訳)

保険事故	種類	金額	構成比
	合計	8,523 億円	100.0%
負傷	療養(補償)給付	2,012 億円	23.6%
	休業(補償)給付	1,391 億円	16.3%
疾病	傷病(補償)年金	477 億円	5.6%
	障害(補償)一時金	453 億円	5.3%
障害	障害(補償)年金	1,647 億円	19.3%
	遺族(補償)一時金	192 億円	2.3%
死亡	遺族(補償)年金	2,248 億円	26.4%
	葬祭料	25 億円	0.3%
	その他		
その他	介護(補償)給付	70 億円	0.8%
	二次健診等給付	8 億円	0.1%

- ② 社会復帰促進等事業・・・800億円
- ・社会復帰促進事業
 - ・被災労働者等援護事業
 - ・安全衛生確保等事業

<雇用保険料>

① 失業等給付・・・1兆6,616億円
(内訳)

種類	金額	構成比
合計	16,616 億円	100.0%
一般求職者給付	11,060 億円	66.6%
高年齢求職者給付	310 億円	1.9%
短期雇用特例求職者給付	299 億円	1.8%
日雇労働求職者給付	92 億円	0.6%
就職促進給付	945 億円	5.7%
教育訓練給付	46 億円	0.3%
高年齢雇用継続給付	1,547 億円	9.3%
育児休業給付	2,300 億円	13.8%
介護休業給付	18 億円	0.1%

- ② 雇用保険二事業・・・7,078億円
- ・雇用安定事業
 - ・能力開発事業

大阪労働局からのお知らせ

事業主の皆さま、労働保険には入っておられますか？

労働者を1人でも雇っている事業主は 労働保険に加入する義務があります。

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、労働者を1人でも雇用されている事業主の方は、労働保険に必ず加入しなければなりません。

労災保険とは

従業員の方が業務中や通勤途上に事故にあわれたとき、療養給付をはじめ必要な保険給付と援助を行います。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉増進を図るための事業を行っています。

雇用保険とは

従業員の方には、失業した場合に求職者給付等を行い、生活の安定と再就職に必要な援助をします。また、一定の要件を満たせば雇用の継続を援助するための高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付や、働く人の能力開発を支援するための教育訓練給付などの制度をご利用いただけます。

事業主の皆さまには、ハローワーク（公共職業安定所）又は無料・有料職業紹介事業者を通じて、高年齢者、障害者等の就職が特に困難な方を雇い入れた場合にその賃金の一部を助成するなど各種助成金制度により事業活動を援助します。

労働者を雇用されているのに、まだ加入されていない場合は、
すぐに加入手続きをしてください。

ご存知ですか？

非正規労働者に対する雇用保険の適用範囲が平成 22 年 4 月 1 日から拡大されています。

6ヶ月以上の雇用見込みがあること ⇨ 31日以上の雇用見込みがあること
※「1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること」は変更ありません。

お問合せ

労災保険制度については、労働基準監督署へ

雇用保険制度については、ハローワーク（公共職業安定所）へ

大阪労働局

労働保険適用・事務組合課（06-4790-6340・6350）

雇用保険課（06-4790-6320）

大阪労働局ホームページ

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

大阪労働局からのお知らせ

事業主の皆さん、労働保険に入っておられますか？

**労働者を1人でも雇っている事業主は
労働保険に加入する義務があります。**

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、労働者を1人でも雇用されている事業主の方は、労働保険に必ず加入しなければなりません。

お問合せ

労災保険制度については、労働基準監督署へ
雇用保険制度については、ハローワーク（公共職業安定所）へ

大阪労働局

労働保険適用・事務組合課（06-4790-6340・6350）

雇 用 保 険 課（06-4790-6320）

大 阪 労 働 局 ホ ー ム ペ ー ジ

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>